EU会計の夜明けとIAS/IFRSの新局面

松　井　泰　則

はじめに

2005年，EU会計は新たな一歩を踏み出した。EU資本市場における国際会計基準（IAS/IFRS）の適用である。勿論これはEU統合という大きな潮流の中での出来事であるが，そこではどのような統一的会計基準がどのレベルで適用されるのかが関心の中心であった。結果としてみれば，連結財務諸表を個別財務諸表と切り離して，前者に国際基準を適用する方式を採用した。ただし，これを考察するにおいて，一見すると，「EU会計＝IAS/IFRS」のように捉えられがちだが，実はEUサイドでは，IAS/IFRSを個別基準ごとに承認（endorsement）し，承認されたIAS/IFRSを義務付けるという，逆に言えばEUにとって不利益な基準の採用は認めないといった政策的枠組みを装備しており，厳密には「EU会計＝EUGAAP　IAS/

IFRS」であるという点も見逃すわけにはいかない。

こうしてIAS/IFRSは，一方でEU会計に導入されるとともに，他方において広く発展途上国の会計の発展のためにも大いに貢献していくことが予想される。今後，IAS/IFRSの役割は益々高まるであろう。

第１節　EU会計統一化の歩み

１．EU統合前会計制度史：1973–1991年

(１) EU諸国の会計類型化論

EUならびにEC時代における会計システムの統一化を論ずるにあたり，当時の各国の会計システムを類型化しておくことは，その統一化を理解する上で有意義である。ヨーロッパ各国の会計システムの分類について，ここではノーブス（C. W. Nobes）(**図表１**参照)[1)] とオールドマン（K. M. Oldman）(**図表２**参照)[2)] の見解を取り上げることにしたい。

両者の類型化によれば，マクロ／ミクロあるいは統一型（Uniform）／実務型（Pragmatic）という視点からみると，スイス等若干の国を除き，全体としては類似した傾向にあると分析していることがわかる。ただ，オールドマンの図表に示された「将来のヨーロッパシステム」の位置づけに関しては，今日の統一的政策動向からみるとむしろ「マクロ／統一型」の方向にあると理解すべきではなかったかと思われる。

両図表からも理解できるようにEU会計を統合的視点から分類する場合には，マクロ／専門家型な傾向を持つ国々と，マクロ／統一型な傾向を持つ国々とに分類することには，合理性があると思われる。その代表的な国として，ミクロ／経済型指向にあるオランダ，専門家型ないし実務型指向にあるイギリスやアイルランド，マクロ／経済型・統一型指向の中でもプラン系に分類されるベルギー，フランス，商法系に分類されるドイツなどがあげられる。

これら諸国の類型化は，各国間（例えば２国間）の比較を通して，そしてそれを拡大していくことで相対的に論ずることもできる。例えば，このうちフランスとオランダの比較を例に挙げてみよう。

---

１) C. W. Nobes, International European Financial Statements : Towards 1992, Butterworths, 1989, p. 36.

彼によれば，次のように説明される。ここでの研究目的は公開企業の財務報告実務にもとづいて，特定のヨーロッパ諸国を分類することである。ここでは報告実務における「測定と評価」に重点を置いており，一般に利用され，最もよくその実務を示している企業財務諸表を対象としている。このような企業間の報告に関する国際的差異は，株主，債権者，監査法人，課税当局，経営者，仲介企業にとって大きな関心事である。測定ならびに評価実務は，多くの中から選択適用されている。というのもそれらが，利益，資本，総資産，流動性などの数値を提供するからである。(Ibid., p. 34.)

２) K. M. Oldman, Accounting Systems and Practce in Europe, 3rd edit., Grower, 1987, p. 111.

図表１　ノーブス［1989］の EC 類型化

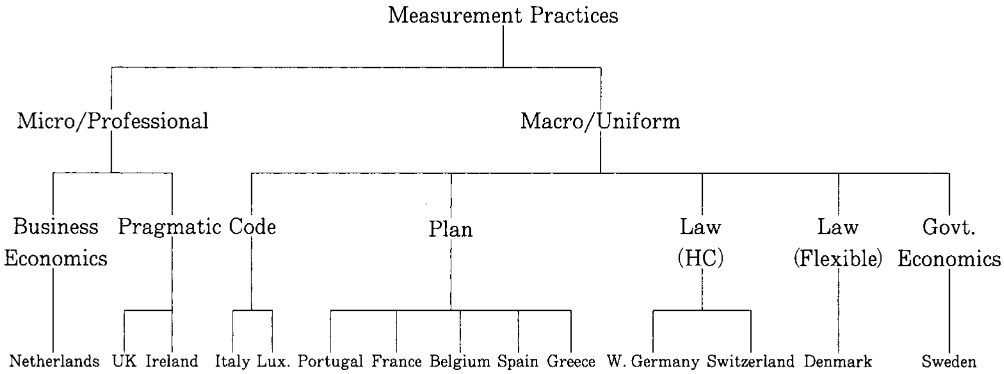

図表２　オールドマンの EC 類型化

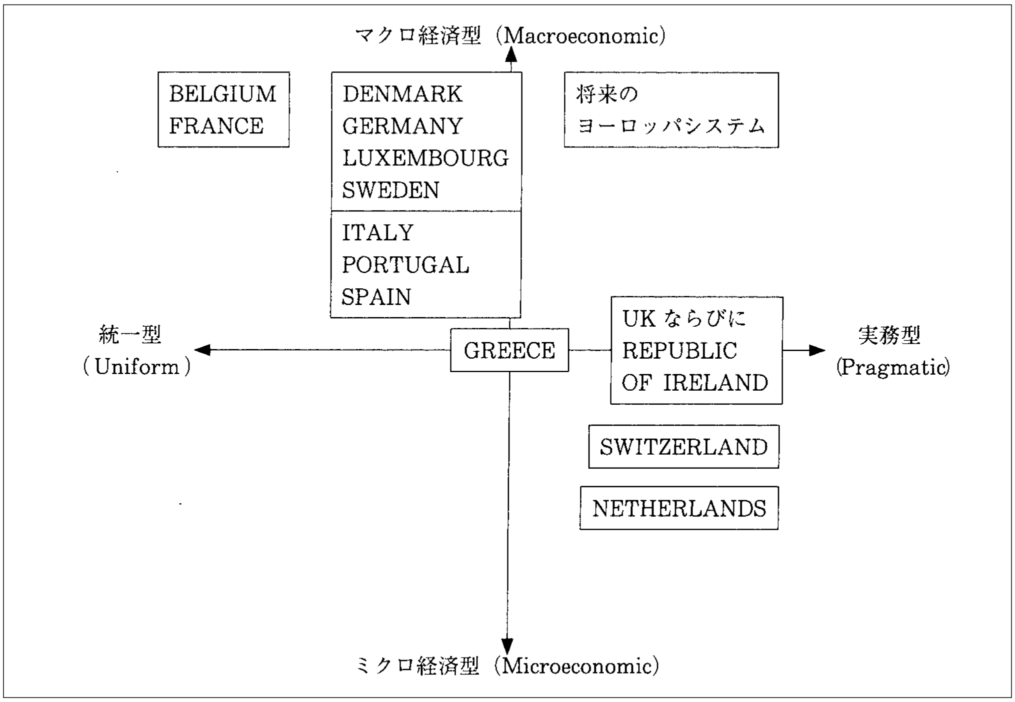

両国に関してブルーム＝ナチリ（R. Bloom and M. A. Naciri）は次のように指摘している[3)]。両国とも基準設定システムは政府によって統制されるが，オランダの場合には，その主体が職業会計人にあるという点でフランスとは異なっている。しかし，こうした相違はありながらも，司法上の番人としての役割（watchdog role）は，ともに相当に機能しているのであ

3）R. Bloom and M. A. Naciri, "An Analysis of the Accounting Standard Setting Framework in Two European Countries : France and the Netherlands," in K.Most, ed., Advances in International Accounting, vol. 2, JAI Press, 1988, p. 79.

る。フランスの基準が強制的であるのに対して，オランダの基準は一部を除き自主的なものである。また両国の会計システムは，いずれもスチュワードシップに立脚しながらも，フランスでは法的要請に，オランダでは意思決定にそれぞれ重点をおいていることなどを指摘している。

このような各国間比較は，拡大していくことができようが，なかでもイギリスと大陸型諸国との会計制度の相違は一般に大きいと考えられている。したがって予想通り，EU 会計統合化の流れのなかで，イギリスと大陸諸国との調和化・統一化が最後まで課題となって現れた。

（２）EU 統合前会計制度史概要

EC 会計統一化の中心的役割を果たした EC 第４号指令ならびに第７号指令は，EC 各国の会計統一に向けた着実な動きとして広く理解されていた。しかし，特に EC 第７号指令に至ると，つまり連結財務諸表という高度な段階での会計処理の調和化という段になって，これまで潜在化していた諸問題がいよいよ顕在化するようになってきた。当時の論文の中からパーカー (R. H. Parker) とノーブスの論文を紹介しておこう[4]。

パーカーは，第７号指令と加盟各国の対応に関して具体的に問題点を指摘する。ここにいく

図表３　EU 統合前の主要各国の動向

EC その他	イギリス	フランス	ドイツ
1958年 EEC 発足			
1960年 OECD 設立			
1973年 IASC 設立	1973年 EC 加盟（拡大 EC）		
1976年 IAS３号 「連結財務諸表」	1976年 ASSC が ASC に改組		
1976年 OECD 「国際投資および多国籍企業に関する宣言」			
1977年 UN 「多国籍企業のための会計および報告の国際基準」			
1978年 EC 第４号指令	1978年 SSAP14 「連結財務諸表」	1978年連結会計勧告書	
	1981年会社法		
1982年 UN　1982年 PCG 「会計および報告の国際企業に関するアド・ホック専門作業部会報告」			
1983年 EC 第７号指令		1983年会計法・会計法施行令	
1984年 EC 第８号指令			
	1985年会社法	1985年連結会計法	1985年財務諸表指令法
		1986年連結会計法施行令	
		1986年 PCG	
	1989年会社法		

4）R. H. Parker, "Consolidation Accounting," in C. W. Nobes and R. H. Paker, eds., Comparative International Accounting, 2nd edit., Philip Allan/St Martin's Press, 1985, p. 217.

つか列挙すると次のとおりである。1）法律上の支配がなくとも実質的支配が認められる場合には連結が要請されるのか（ドイツ），2）連結は親会社が有限会社であるグループに限られるのか（イギリス，アイルランド），3）特定の条件下では，金融持株会社は免除されるのか（ルクセンブルク），4）小規模グループは免除されるのか。ただし，グループ企業のうちの一つが上場されている場合を除く（フランス），5）特定の条件下では，合併会計処理が認められるのか（イギリス，アイルランド），6）連結のれんは５年あるいはその経済耐用年数にわたり償却されるのではなく，むしろ積立金から控除されるのか（イギリス，アイルランド），７）課税ベースによる評価は，その採用理由が開示されるのであれば排除される必要はないのか（イギリス，アイルランド，オランダを除く EC 各国），８）ジョイント・ベンチャーに対して比例連結は要請されるのかあるいは認められるのか（フランス，オランダ）など具体的な対応について疑問を呈している。

２．EU 統合後会計制度史：1992年以降

（1）EU 統合後会計制度史概要

財務諸表の作成にかかわる EC 第４号指令，連結財務諸表の作成にかかわる EC 第７号指令，財務諸表の監査にかかわる EC 第８号指令などを中心に，会計標準化の動きは着々と進められてきたのだが，EU 統合という最終的な目的からすると，それまでの会計標準化の成果は必ずしも決定的な統一的成果とは見なされなかった。こうした中，IAS/IFRS は会計標準としての役割を果たしうるとしたパブリック・セクターである IOSCO（証券監督者国際機構）の見解に世界が注目し，一気に IAS/IFRS へ関心が集中したという経緯があった。

こうして1990年代後半になると各国が IAS/IFRS の重要性を強く認識するようになっていた。各国の基準設定主体の組織改革が断行されたのもまさにこれに対応した動きであった。

（2）EU 会計新体制と IAS/IFRS[5)]

欧州委員会（European Commission）は，2005年までに EU 域内の上場会社に対して IAS/IFRS に準拠すべきとする規則案を2001年２月13日に公表し，2002年５月12日に承認した。（2002年７月19日に欧州議会および閣僚理事会規則 No.1606/2002として採択）。これは米国 GAAP に準拠するわが国の国際企業に対しても要求されるもので，こうした特定の第三国への適用に関しては2007年までの適用延期が表明されている。

EU 域内での金融サービスの強化の一環として，EU は1995年５月に「金融サービス行動計画（FSAP：Financial Service Action Plan)」を公表した。これは EU 域内の金融関係の法

５）本節中の EU 新体制の解説にあたっては，“International GAAP 2005”（Ernst & Young, 2004, pp. 38–47）を主に参考にさせていただいた。

図表４　EU 主要各国および国際機関の IAS/IFRS 対応

ドイツ	1998 1998	資本調達簡易化法制定（2004年12月時限立法)＊1） ドイツ会計基準委員会（DRSC)：プライベート・セクター
フランス	1996 1998 1999	緊急問題委員会（CNC 内）設置と国家会計審議会（CNC) 会計規制委員会（CRC；CNC 内)：パブリック・セクター プラン・コンタブル改訂
EU	1995 1996 2000 2001 2001 2002 2004	会計の領域での調和化：国際的調和化を考慮した新戦略＊2） 国際会計基準（IAS）とヨーロッパ会計指令との合致の検証 財務報告戦略：今後の道筋＊3） 2005年までに EU 域内の全株式公開企業に対して IAS に準拠した連結財務諸表の作成を義務付けようとしたもの 欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）を創設 欧州証券委員会（ESC）と欧州証券監督者委員会（CESR）を創設 国際的会計基準の適用に関する欧州議会及び理事会規則＊4） 2005年１月１日以降に開始する各事業年度より，公開会社の連結財務諸表は IAS / IFRS に基づき作成されることが義務付けられる（第４条) 欧州議会が「透明化指令」を採択 域外企業の EU での起債について IAS/IFRS と同等の GAAP に準拠しているかを EU が判断する
バーゼル委員会	2000	IAS リポート＊5） 銀行業に係わる15の IAS を基本的に支持する表明

(図表４中の＊注について)
＊1．資本調達簡易化法［1998]：Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetz-KapAEG,「国際資本市場におけるドイツ・コンツェルンの競争力改善および社員貸付金の調達簡易化のための法律」４月20日公布，24日施行。本法は国際的に認められた会計原則にしたがって連結決算書を作成した場合には，ドイツ商法にしたがった連結決算書の作成が免除されるというもので，2004年12月までの時限立法。
＊2．Commission of the European Communities, “Accounting Harmonization ; A New Strategy vis-a-vis International Harmonization,” 1995
＊3．Commission of the European Communities, “EU Financial Reporting Strategy : the Way Forward,” 13 June 2000
＊4．European Parliament and the Council of the European Union, Regulation (EC) No.1606/2002 of the European Parliament and of the Council of 19 July 2002 on Application of the International Accounting Standards Brussels, 27 May 2002
＊5．Report to G７ Financial Ministers and Central Bank Governors on International Accounting Standards, April 2000

規制の統一を視野に入れた金融戦略で，主に以下の３つの EU 指令が関連している。

ａ．発行開示に関しては「目論見書指令（Prospective Directive)」にしたがって，2005年７月に施行が予定された（2003年11月４日採択)。

「目論見書指令」では，EU 域内で証券を公募・上場する証券発行会社に対して目論見書の開示を義務付けている。

ｂ．定期開示に関しては「透明化指令（Transparency Directive)」にしたがって，2007年１月20日に施行が予定される（2004年12月15日採択)。

「透明化指令」では，EU 域内で証券を上場する証券発行会社に対して統一的で定期的な

図表５　IAS/IFRS の採択（endorsement）および諮問手続き（comitology）と EFRAG

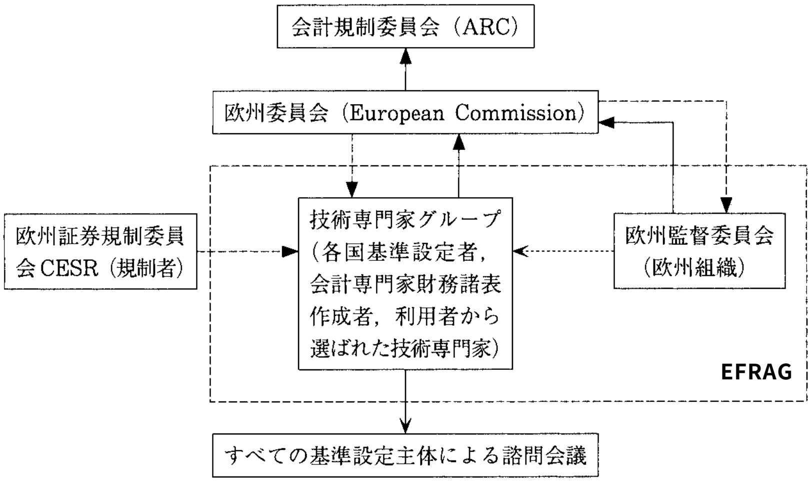

（出所　“International GAAP 2005”, Ernst & Young, 2004, p. 42.）

開示を義務付けている。つまり，これにより年次財務報告書，半期財務報告書および四半期報告書の公表が義務付けられた。

c．臨時開示に関しては「市場濫用指令（Market Abuse Directive)」にしたがって，2004年10月12日に施行された（2003年１月28日採択)。

EU 主導による会計機構は，基本的には IAS/IFRS に取って代わる基準を作成することが目的ではなく，今後公表される新たな IFRS および同解釈指針を監視し採択を行っていこうとするものである。したがって，ある基準が EU の経済的あるいは法的な関係で問題が認められる場合には，それに対して不採択を勧告することになる。なぜならば，EU 会計基準は本来的に EU の公共の利益に資するものでなければならないからである。

ここでは以下，EU における会計新体制に関して，１）欧州財務報告諮問グループ（EFRAG；European Financial Reporting Advisory Group)，２）欧州証券規制委員会（CESR；Committee of European Securities Regulators)，そして３）会計規制委員会（ARC；Accounting Regulatory Committee）の３組織をとりあげる。

１）欧州財務報告諮問グループ（以下，EFRAG)

この組織は，欧州会計士連盟（FEE)，欧州産業組合連合（UNICE)，欧州銀行連盟（EBF)，欧州保険委員会（CEA）などから成る民間主導型の組織である。

EFRAG は，11人から成る技術専門家グループと欧州全体の利益を保証し，信頼を高める目的をもつ監督者委員会の２つの組織から構成される。

EFRAG の目的は，IASB の活動に積極的にかかわることにある。EFRAG は欧州委員会に対して IAS/IFRS の適用に関するさまざまな助言を与える。欧州各国の基準設定主体は，この EFRAG と密接にかかわることで，そこでの議題や討論に関する最新情報を入手すること

ができる。このEFRAG議題を討論するために年2回の諮問会議が設定されている。

２）欧州証券規制委員会（以下，CESR）

CESRは2001年6月に欧州委員会決議により設立された。CESRは少なくとも年4回の委員会開催が予定されている。CESRの目的は，
①欧州の証券規制機関間の協調を促進すること，
②欧州証券市場規制のために各種の草案作成などを通じて欧州委員会を側面から支えること，
③加盟国の立法との点をふまえて迅速に対応実現すること，
などである。

EU加盟国の証券規制当局から構成されるCESRは，同等性（equivalence）評価に関して，以下の2つの報告書を公表している。

ａ．2005年2月3日付同等性基準にかかわる概念ペーパー（CESR概念ペーパー）の公表。

ここに同等性とは，基準が同一であることを意味するものではなく，投資家が第三国の会計基準に準拠した財務諸表に基づいた場合でも，IAS/IFRSに準拠した財務諸表に基づいた場合と類似した投資判断が可能な場合をいう。

そして同等性評価レベルとして以下の3つの場合を想定している。

イ)「同等」のケース：調整措置は不必要
ロ)「非同等」のケース：修正再表示が必要
ハ)「同等＋補完措置」のケース：必要に応じて追加的開示，調整計算書，補完計算書が必要

ｂ．2005年7月5日付同等性助言（CESR技術的助言）の最終採択。

CESRは，日・米・加の3カ国の会計基準とIAS/IFRSとの同等性に関して技術的助言を与えている。これによれば，日本基準は米・加とともに全体として「同等」であることを認知するとともに一定の補完措置を要求している。具体的には日本基準とIAS/IFRS間で相異する会計処理項目として26項目を公表している。これに対して日本の企業会計基準委員会では，この相異の解消に向けてIASBとで基準共通化の作業を加速させることとなった。

３）会計規制委員会（以下，ARC）

加盟各国の代表で構成され，欧州委員会の代表が議長を務めるARCは，制度的原則にのっとり基準が採択されるべきか，EU域内での適用を却下すべきかの決定を下す。

＜補足１＞

EU 各国会計基準設定主体

会計基準は会計慣行も含めれば当然，各国に古くから存在していたのだが，会計基準の設定主体自体の設立の経緯を見てみると，いずれの国においても20世紀後半と比較的新しいことに気づくであろう。なお，表中に「パブリック」,「プライベート」と記してはあるが，必ずしも明確に100%そうであるといった厳密な表現ではないことを付け加えておく。

図表６　EU 各国の会計基準設定主体

（　）内の数字は前身機関の設立年

国	略字	名　称	設立年	公的・私的
ベルギー	CBN (CNC	Commissie voor Boekhoudkundige Normen Commission des Normes Comptables)	1975	パブリック
デンマーク	RR	Regnskabsrådet	1994	パブリック
	RP	Regnskabspanelet	1992 (1988)	プライベート
フィンランド	KILA	Kirjanpitolaukunta	1974	パブリック
フランス	CNC	Conseil National de la Comptabilité	1957 (1947)	パブリック
ドイツ	DRSC	Deutsche Rechnungslegung Standards Committee	1998	パブリック
ギリシャ	ESL	Ethniko Sumvoulio Logistikis	1988	パブリック
イタリア	CSPC	Commissione per la statuizone dei principi contabili	1975	プライベート
	OIC	Organismo Italiano de Contabilità	2001	ハイブリッド
オランダ	RJ	Raad voor de Jaarverslaggeving	1983 (1971)	ハイブリッド
ノルウェー	NRS	Norsk Regnskapsstiftelse	1989	プライベート
ポルトガル	CNC	Comissâo de Normslizaçâo Contabilística	1983	パブリック
スペイン	ICAC	Instituto de Contabilidad y Auditoria de Cuentas	1983 (1965)	パブリック
	AECA	Asociación Española de Contabilidad	1979	プライベート
スウェーデン	RR	Redovisningsrådet	1989	プライベート
スイス	FER	Fachkommission für Empfehlungen zur Rechnungslegung	1984	プライベート
イギリス	ASB	Accounting Standards Board	1990 (1970)	ハイブリッド

（出所　John Flower, European Financial Reporting ; Adapting to a Changing World, Palgrave, 2004, p. 78）

＜補足２＞

図表７　EU 各国における会社名称

国	法的名称	略字	設立年
オーストリア	Aktiengesellschaft	AG	1899
ベルギー	Société Anonyme	SA	1873
デンマーク	Aktieselskab	A/S	1917
フィンランド	Osakeyhtiö	OYJ	1895
フランス	Société Anonyme	SA	1867
ドイツ	Aktiengesellschaft	AG	1870
ギリシャ	Anonymi Etairia	AE	1920
アイルランド	Public Limited Company	PLC	1855
イタリア	Società per Azioni	SpA	1882
ルクセンブルク	Société Anonyme	SA	1915
オランダ	Naamloze Vennootschap	NV	1928
ノルウェー	Aksjeselskap	AS	1910
ポルトガル	Sociedade Anónima	SA	1888
スペイン	Sociedad Anónima	SA	1869
スウェーデン	Aktiebolag	AB	1895
スイス	Aktiengesellschaft	AG	1881
イギリス	Public Limited Company	PLC	1855
EU	Societas Europaea	SE	2001

(出所　John Flower, European Financial Reporting ; Adapting to a Changing World, Palgrave, 2004, p.4)

第２節　IAS/IFRS と会計の国際的統一化

１．国際スタンダードへの道のり

（１）国際資本市場における外国企業上場等比率と IAS/IFRS 浸透度

戦後，わが国の企業はドイツやフランス等のヨーロッパ諸国の企業に比べると，経済の国際化という点で大きく水をあけてきたといえる。これは同時に日本経済がまさに国際社会の中で成長・拡大してきた証拠でもある。海外へ進出した企業は，いわゆる現地主義を押し進める一方で，多国籍ネットワーク化の中で，全世界レベルでの合理的かつ有機的な行動を追求した。こうした中，今日のいわゆる国際企業が世界レベルでの取引所において上場を果たし，積極的

図表８　世界の取引所における外国企業の上場

（ここでは会計基準の国際的統一化が強く求められた1999年当時のデータを示す）

北アメリカ			
取引所	会社総数	国内会社	外国会社
Nasdaq	4,829	4,400	429
NYSE	2,592	2,187	40
Tronto	1,456	1,410	546
ヨーロッパ			
取引所	会社総数	国内会社	外国会社
Amsterdam	387	233	154
Brussels	278	159	119
Germany Deutsche Borse	1,017	43	974
Italy	270	264	6
London	2,791	2,292	499
Luxembourg	274	50	224
Paris	1,144	968	176
Switzerland	412	239	173
アジア・パシフィック			
取引所	会社総数	国内会社	外国会社
Australian	1,287	1,217	70
Hong Kong	701	688	13
Korea	712	712	0
New Zealand	172	113	59
Singapore	317	274	43
Tokyo	**1,932**	**1,889**	**43**

（Source：Statistics in about IASC，http://www.iasc.or.uk/，2000年データ）

図表９ 外国企業による社債発行の現状

(ここでは会計基準の国際的統一化が強く求められた1999年当時のデータを示す)

取引所	総発行主体数	国内民間発行会社数	国内公的セクター数	外国発行会社数
NYSE	474	410	7	57
Amsterdam	214	119	9	86
Germany	703	288	52	363
London	1,628	879	54	695
Paris	417	205	77	135
Hong Kong	114	17	6	91
Tokyo	**499**	**478**	**4**	**17**

(Source : Stock Exchange in about IASC, http://www.iasc.org.uk/, 2000年データ)

にエクィティ・ファイナンスをボーダレスに展開してきた（**図表８**）のは周知のとおりである。

戦後わが国企業は，メインバンクや系列などに象徴されるように間接金融を軸に高度経済成長を遂げてきたが，資金調達に対する時代の流れは間接金融型から直接金融型への転換を要求してきた。これは決してわが国に限ったことではなく，企業ファイナンスにおける世界的動向であるといえる。

外国資金を現地で直接に調達する方法の典型として社債がある。外国企業による現地での社債発行の現状は（**図表９**）のとおりである。その後，市場における社債の重要性は，金融商品の拡大ともあいまってますます増大していった。

今日の飛躍的な IT の発達は，こうした資本市場の国際化に大きく拍車をかける決定的誘因となった。世界の投資家がコンピューター・ネットワークを通じて一つの市場に集中的に参加し，外国企業への投資を行う。したがってそこに統一的な基準が求められるのは必然であり，それが現在では IAS/IFRS として結実した。

現在，各国証券取引所が実施している IAS/IFRS への対応は，「『国際行』という列車」に乗り遅れまいとする動きでもある。先進各国の証券取引所ではすでに IAS/IFRS を容認する姿勢をとっており，今後更に増加することが考えられる。さらに言えば，各国証券取引所では(ただし，米国等特定の国では，本国基準と IAS/IFRS との差異調整表を開示するなどの条件を付けていることに留意されたい）IAS/IFRS は承認された基準として位置付けることができる。

（２）過渡期を振り返る―ダイムラー・ベンツ社の例を象徴に―

ダイムラー・ベンツ社（現ダイムラー・クライスラー社）が NYSE に上場した時のドイツ国内の反響は，まことに大きかった。なにしろ，国内基準では黒字であったものが，米国基準では赤字となったわけであるから，そのギャップ（**図表10**および**図表11**）は相当な違和感をもって受け止められたであろう。当時ドイツでは，IAS 調和に反対意見も勿論あったが，これ

図表10　当期利益額の米国基準への調整差額の開示

		国内	米国基準調整額	差異	%差異割合
Daimler-Benz (Germany)	1993 1994	DM615m DM895m	(DM1,839m) DM1,052m	DM2,454m DM 157m	−399 ＋ 18
British Airway (UK)	1994 1995	£274m £250m	£145m £297m	(£129m) £ 47m	− 47 ＋ 19

(Source：C. W. Nobes and R. H. Parker, eds., Comparative International Accounting, Philip Allan/st Martin's Pass, 5th edit., 1998, p. 4)

図表11　株主資本額の米国基準への調整差額の開示

		国内	米国基準調整額	差異	%差異割合
Daimler-Benz (Germany)	1993 1994 1995	DM18,145m DM20,251m DM13,842m	DM26,281m DM29,435m DM22,860m	DM8,136m DM9,184m DM9,018m	＋ 45 ＋ 45 ＋ 65
British Airway (UK)	1997 1998	£2,984m £3,321m	£2,400m £3,044m	(£584m) (£277m)	− 20 − 8

(Source：C. W. Nobes and R. H. Parker, eds., Comparative International Accounting, Philip Allan/st Martin's Pass, 6th edit., 2000, p.34)

に対して１）段階的調和化論，２）連結財務諸表調和化論，３）世界的に受け入れられる会計原則論などのさまざまな主張が見られた[6)]。

２．国際スタンダードとしての地位の確立―IOSCO・EU の IAS 承認・義務づけ―

2000年は，国際会計基準（IAS；IFRS の前呼称）が国際スタンダードとしての地位を確保できるかという点で正念場であったが，同年５月の IOSCO が IAS を条件付きで承認し，これに続いて６月に EU が同基準を承認したことにより，これが一気に現実化したのであった。

そもそも IOSCO は，米国の組織を母体とする米国色の強い組織であるが，その IOSCO が IAS を承認したということは，米国 SEC がこれを承認した（せざるを得ない）ことを示したものと受け止められている。

そしてさらに国際スタンダードとしての地位を築く上での決定的な出来事は，2000年６月13日付 EU 委員会から評議会および EU 議会への連絡文書「EU の財務報告戦略：今後の道筋（“EU Financial Reporting Strategy：the Way Forward”)」[7)] において，遅くとも2005年

6）倉田幸路「ドイツ会計基準の国際的調和化と国際企業の動向」(『企業会計』第48巻第３号，1996年，p. 359.)

7）EU, “Communication from the Commission to the Council and the European Parliament EU Financial Reporting Strategy：the Way Forward,” 13 June 2000, COM（2000)，この連絡文書に関しては，倉田幸路「ドイツ会計基準の国際的調和化と国際企業の動向」(『企業会計』第48巻第３号，1996年）に詳しい。

図表12　IAS/IFRS が国際スタンダードに至る経緯

1973	IASC 設立，IAS 公表開始
1987	「財務諸表の比較可能性・改善作業プロジェクト」スタート
1995	IOSCO によるコア・スタンダード作成・完了条件付きで裏書きが与えられる
1989	「財務諸表の比較可能性（E32)」および「財務諸表の作成表示に関する枠組み」公表
1990	IASC 趣旨書「財務諸表の比較可能性」公表
1999	IASC 将来像への勧告
1999	FASB　IASC 将来像（DP）に対するコメント・レター
2000．2.16	SEC　コンセプト・リリース IAS 26の質問に対しコメントを求め，IAS 受入条件のための今後の視野が示される
2000.5.17	IOSCO による承認（シドニー決議) 「多国籍の証券の募集及びクロスボーダーの上場を容易にするための IASC 基準の使用に関する決議」(クロスボーダーの有価証券の発行や上場の際には，当該多国籍の発行者に対して IAS に準拠した財務諸表を認める)
2000.6.5	FAF&FASB　ジョイント・コメント・レター SEC コンセプト・リリースを受けて，今後 IAS の質的向上の必要性を表明
2000.6.13	EU による承認
2001.3.31	欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）を創設
2001.4	IASB に組織変更
2001.6.6	欧州証券委員会（ESC）と欧州証券監督者委員会（CESR）を創設
2002.5.27	EU による正式決定
2005.2.	IOSCO「国際財務報告基準（IFRS）の進展および利用に関するステートメント」公表
2005.4.	SEC「国際財務会計基準（IFRS）を採用する外国民間発行者の米国基準への調整措置の解消に向けたロードマップ」公表

までには EU 域内の全株式公開企業に対して，連結財務諸表を IAS/IFRS にしたがって作成するように義務づけたことである。今後の展開としては，非上場企業やさらに連結企業のみならず個別レベルでの財務諸表にも IAS/IFRS を拡大適用することも将来的な視野に入れられている。

３．IASB の誕生

2001年まで事務総長として IASC をコントロールしてきたのは，英国公正取引委員会委員長などの経歴をもつカーズバーグ氏であったが，同年に発足した IASB 新組織の初代議長は，1990年に ASB の常任議長に就任以来，英国の基準設定を遂行してきたスコットランド出身のトゥウィーディー氏であった。この新組織に関して，EU サイドでは IAS/IFRS を国際標準とすることで米国基準に対して牽制を図る狙いもあるとされるが，一方米国は，指名委員会(新組織の人選を行う）の代表にアーサー・レビット SEC 委員長を，評議委員会の議長にポール・ボルカー元 FRB 議長を送り込むなど，傍観者ではなく逆に積極的に IASB での発言力の確保に向けて動き出したのであった。

IASB 新組織（**図表13**）は，評議会，理事会，解釈指針委員会（SIC)，基準勧告委員会の４

図表13　2005年 IAS/IFRS を取り巻く日米 EU の関係

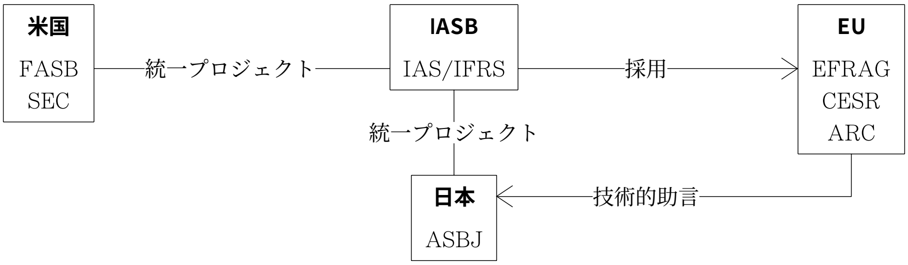

つの主要な組織を有し，このうち14人の理事（うち，７人は各国基準設定主体と交渉しうる立場にある人物）によって構成される理事会が基準決定権をもつ。ちなみに，これに呼応して，わが国では，IASB との橋渡しとしての理事が所属することとなる基準設定機関として企業会計基準委員会（ASBJ）が設立されたことは承知のとおりである。

かくして IASB より公表される IAS/IFRS は，世界の会計基準の中心的な地位を占めるに至った。IAS/IFRS は，一方で EU 会計に導入されるとともに，他方において広く発展途上国の会計の発展のためにも大いに貢献していくことが予想される。IAS/IFRS がこうした地位を確立したことで，今後の国際会計の様相は新たな局面を迎えたといってよいだろう。